

別表第17(第85条第2項)

特定低公害車の導入割合の算定方法

特定低公害車の導入割合は、次に定めるとおりとする。

$$A = (((tn_1 + tn_2 \times 2.5 + tn_3 \times 5 + tn_4 \times 10 + tn_5 \times 10 + tn_6 \times 15) + (1n_1 + 1n_2 \times 2.5 + 1n_3 \times 5 + 1n_4 \times 10 + 1n_5 \times 10 + 1n_6 \times 15) \times 1.5 + (un_1 + un_2 \times 2.5 + un_3 \times 5 + un_4 \times 10 + un_5 \times 10 + un_6 \times 15) \times 3) / (n_1 + n_2 \times 2.5 + n_3 \times 5 + n_4 \times 10 + n_5 \times 10 + n_6 \times 15)) \times 100$$

備考

- 1 「A」とは、特定低公害車の導入割合(単位 %)をいう。
- 2 「 n_1 」とは、事業の用に供する自動車のうち人の運送の用に供する普通自動車又は小型自動車であって、乗車定員が10人以下のもの(当該自動車を改造した特種の用途に供する自動車を含む。)の台数をいう。
- 3 「 n_2 」とは、事業の用に供する自動車のうち貨物の運送の用に供する小型自動車(当該自動車を改造した特種の用途に供する自動車を含む。)の台数をいう。
- 4 「 n_3 」とは、事業の用に供する自動車のうち貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が8t未満のもの(当該自動車を改造した特種の用途に供する自動車を含む。)の台数をいう。
- 5 「 n_4 」とは、事業の用に供する自動車のうち貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が8t以上のもの(当該自動車を改造した特種の用途に供する自動車を含む。)の台数をいう。
- 6 「 n_5 」とは、事業の用に供する自動車のうち人の運送の用に供する普通自動車又は小型自動車であって、乗車定員が11人以上30人未満のもの(当該自動車を改造した特種の用途に供する自動車を含む。)の台数をいう。
- 7 「 n_6 」とは、事業の用に供する自動車のうち人の運送の用に供する普通自動車又は小型自動車であって、乗車定員が30人以上のもの(当該自動車を改造した特種の用途に供する自動車を含む。)の台数をいう。
- 8 「 tn_1 」とは、 n_1 のうち、良低公害車(第83条第4号の規定により良低公害車に相当するものとして指定された自動車を含む。以下この表において同じ。)の台数をいう。
- 9 「 tn_2 」とは、 n_2 のうち、良低公害車の台数をいう。
- 10 「 tn_3 」とは、 n_3 のうち、良低公害車の台数をいう。
- 11 「 tn_4 」とは、 n_4 のうち、良低公害車の台数をいう。
- 12 「 tn_5 」とは、 n_5 のうち、良低公害車の台数をいう。
- 13 「 tn_6 」とは、 n_6 のうち、良低公害車の台数をいう。
- 14 「 $1n_1$ 」とは、 n_1 のうち、優低公害車(第83条第4号の規定により優低公害車に相当するものとして指定された自動車を含む。以下この表において同じ。)の台数をいう。
- 15 「 $1n_2$ 」とは、 n_2 のうち、優低公害車の台数をいう。
- 16 「 $1n_3$ 」とは、 n_3 のうち、優低公害車の台数をいう。
- 17 「 $1n_4$ 」とは、 n_4 のうち、優低公害車の台数をいう。
- 18 「 $1n_5$ 」とは、 n_5 のうち、優低公害車の台数をいう。
- 19 「 $1n_6$ 」とは、 n_6 のうち、優低公害車の台数をいう。
- 20 「 un_1 」とは、 n_1 のうち、超低公害車(第83条第4号の規定により超低公害車に相当するものとして指定された自動車を含む。以下この表において同じ。)の台数をいう。
- 21 「 un_2 」とは、 n_2 のうち、超低公害車の台数をいう。
- 22 「 un_3 」とは、 n_3 のうち、超低公害車の台数をいう。
- 23 「 un_4 」とは、 n_4 のうち、超低公害車の台数をいう。
- 24 「 un_5 」とは、 n_5 のうち、超低公害車の台数をいう。
- 25 「 un_6 」とは、 n_6 のうち、超低公害車の台数をいう。